

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
「テイクアウト・デリバリー・ケータリング」をはじめる中小企業者の皆様へ!

テイクアウト・デリバリーサービス等 参入応援補助金

(令和2年度 テイクアウト・デリバリーサービス参入支援事業)

- **新規に「テイクアウト・デリバリー等事業」へ参入するために必要な設備投資(専用車両・バイクの購入や店内改装費等)に、
150万円を上限(補助率 2/3)に補助金が出ます。**

※敦賀商工会議所が、敦賀市の委託を受けて実施する、敦賀独自の企業向け補助金制度です。

《補助対象となる事業について》

(以下①・②を行う必要があります)

- ①デリバリー専用車両やバイク、事業関連機械装置・工具等の設備投資を行う。
- ②市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置する。

(対象となる取り組みの例)

- ①デリバリーやケータリング専用車両・バイクの導入や改造費
・新たにデリバリー事業に参入するための車両等を購入 又は、改造。
- ②テイクアウトを始めるための店内改装費や機械装置・器具備品等の購入
・食品営業許可(そうざい製造業等)を取得するための間仕切り設置や、真空パック機等の購入。
- ③広告宣伝
・車両等を導入し、新たにサービスを開始したことをPRするためのチラシ作成費や地域情報誌への広告掲載費。

→裏面もご参照下さい。

- ・計画の作成や策定した事業計画実施の際、敦賀商工会議所が助言・サポートを行います。
- ・本チラシの内容以外にも制約等がありますので、必ず、下記窓口までお早めにお問い合わせの上、助言・サポートを受けながら申請してください。

＜お問い合わせ・申請書提出先＞

敦賀商工会議所 中小企業相談所
〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4

電話:0770-22-2611

URL: <http://www.tsuruga.or.jp/>

新型コロナウイルス関連情報提供特設サイトはこちら(QRコード) →



【テイクアウト・デリバリーサービス等参入応援補助金 概要】

補助限度額	150万円								
補助率	3分の2								
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宅配・ケータリング専用車両購入、改造費(専ら事業の用に供する) ◆ 機械装置・工具・器具備品・建物付属設備購入費、その他付帯する費用 ◆ 事業開始に伴い活用する専門家への謝金・旅費 ◆ 広告宣伝費(新たな事業PRに伴うチラシ作成・広報費) その他、事業実施に必要と認められる費用 								
募集期間	令和2年4月22日(水)～令和2年5月15日(金)								
補助対象期間	交付決定日～令和2年9月30日(水)まで ※車両等の入荷状況により、上記期間での事業実施が困難な場合はご相談下さい。								
対象者	<p>・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者(ただし、みなし大企業及びフランチャイズ契約を締結して事業を行っているものを除く)</p> <table border="1"> <tr> <td>製造業 その他</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </table> <p>(上記の他、以下の条件に当てはまる事業者) ・市内において3ヶ月以上継続して事業を営んでいること。</p>	製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人								
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人								
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人								
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人								

【申請から補助金受領までの流れ(令和2年～)】



計画書や申請書の作成・実行時の取り
組等にあたっては、敦賀商工会議所
がサポートします、